

一般競争入札(事後審査型) 公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者(特定共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定共同企業体の構成員)は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
- ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県住宅供給公社(以下「公社」という。)又は広島県の指名除外措置若しくは下請制限措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分(本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、既に公社又は広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。)を受けていないこと
- ウ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (3) その所在地について技術要件以外の要件としていることがある建設業法第3条第1項の営業所のうち、「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。
- (4) 技術要件以外の要件としていることがある「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)別記1の『上位格付等対象の一般競争入札に参加できる者』」及び「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)別記2の『工事成績が優秀な業者等』」の意義は、それぞれ次に掲げるとおりである。
- ア 一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)別記1の「上位格付等対象の一般競争入札に参加できる者」
平成23年4月1日から当該一般競争入札の募集公告の前日までの間において広島県の指名除外措置又は下請制限措置の対象となることがなく、かつ、次のいずれかに該当している者をいう。
- (ア) 平成18年11月1日から平成22年10月31日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事(当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。)の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること
- (注 この要件に該当する場合は、広島県の「平成23・24年度県建設工事入札参加資格者名簿」の「上位格付等の入札に参加できる者の1に該当する者」欄に○印が表示されている。)

業種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	4件以上	79点以上
建築一式工事	4件以上	80点以上
とび・土工・コンクリート工事	4件以上	79点以上
法面処理工事	4件以上	81点以上
電気工事	4件以上	80点以上
管工事	4件以上	78点以上
鋼構造物工事	4件以上	83点以上
ほ装工事	4件以上	80点以上
しゅんせつ工事	4件以上	82点以上
塗装工事	4件以上	81点以上
機械器具設置工事	4件以上	84点以上
電気通信工事	4件以上	82点以上
造園工事	4件以上	81点以上
水道施設工事	4件以上	85点以上

- (イ) 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種について、広島県知事が定める優良建設工事施工業者選定事務処理要領の規定により「優良建設工事施工業者」に選定されていること
- イ 一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)別記2の「工事成績が優秀な業者等」
次のいずれかに該当している者をいう。

- (7) 広島県の「平成23・24年度県建設工事入札参加資格者名簿」における当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の平均工事成績が次表に掲げる点数未満でないこと（平成18年11月1日から平成22年10月31日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事うち、工事成績評点が付されている各建設工事の元請施工実績がない場合を含む。）

業 種	平均工事成績点
土木一式工事	75点
建築一式工事	74点
とび・土工・コンクリート工事	76点
法面処理工事	78点
電気工事	74点
管工事	71点
鋼構造物工事	78点
ほ装工事	77点
しゅんせつ工事	79点
塗装工事	76点
機械器具設置工事	75点
電気通信工事	75点
造園工事	76点
水道施設工事	76点

- (4) 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種について、広島県知事が定める優良建設工事施工業者選定事務処理要領の規定により「優良建設工事施工業者」に選定されていること

- (5) 同種（同規模）工事の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

ウ その他ア又はイに準ずる者が発注した工事

- (6) 同種（同規模）工事の元請施工実績における工種の意義は、次に掲げるとおりである。

工種名	内 容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理する1車線以上の道路の新設及び改築工事 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る
道路工事	上記以外の道路工事で、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る
橋梁下部工事	1車線以上の車道橋における橋台・橋脚の新設工事
河川・砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防流路工事又はえん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川工事で、維持修繕又は災害復旧工事等
海上施工による港湾・海岸・漁港工事	海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第2条第5号に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港漁場整備法第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む カ 築造工事には、維持修繕工事及び仮設工のみ海上作業船で施工した工事は含まない キ 作業船には、資材運搬船は含まない
港湾・海岸・漁港工事	港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第2条第5号に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港漁場整備法第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む カ 築造工事には、維持修繕工事は含まない キ 当該工事には、潮位の干満の影響を受けない部分の工事は含まない
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事 ただし、維持修繕工事は含まない
下水道工事	上記以外の下水道工事で、下水道処理施設の維持修繕工事
管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、推進工法による新設工事

治山工事	森林法に規定する保安施設事業の溪間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む）
コンクリート舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、セメントコンクリート舗装要綱に基づくコンクリート舗装工事
急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は、市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県補助事業に限る）。ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない
道路付属物設置工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における標識、防護柵、道路反射鏡、視線誘導標、道路鉦の設置等の道路付属物施設設置工事
区画線工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における区画線設置工事

- (7) 技術要件以外の要件において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合があるので注意すること。この場合には、技術要件において建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。
- (8) 県内建設業者の合併等に関する特例要綱第6条の措置を受けている者は、技術要件以外の要件である「認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級」について、主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位の等級の格付けも有するものとみなす。また、「建設業法第3条第1項の営業所の所在地」について、合併当事会社等のその他の営業所で平成13年4月1日以降に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものは、合併会社等の主たる営業所とみなす。（県工事の受注実績のある合併当事会社等の主たる営業所で、合併会社等のその他の営業所であるものを含む。）
- なお、県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

2 入札方法等

- (1) 入札参加者は、入札書を入札場所に設置した入札箱に投入し、併せて工事費内訳書を入札執行者に提出する。
- (2) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (3) 提出された入札書又は工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
- ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 公社が定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第21条各号のいずれかに該当するとき
- (5) 開札の結果、第一落札候補者を選定するが、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者にくじを引かせて1人の第一落札候補者を選定する。
- (6) 開札手続終了後、落札者を決定しないで開札手続を終了する。

3 入札保証金

免除する。

4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない（提出しない者は、入札に参加させない。）。
- (2) 工事費内訳書に記載すべき項目（工事区分及び工種等）については、工事ごとに公社が指定する。（様式は指定しない。）
- (3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。
- ア 記名押印がない場合
 - イ 工事名に誤りがある場合
 - ウ 本工事・付帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合
 - エ 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。

(5) 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があるとともに、広島県情報公開条例に基づく開示の対象となる。

5 資格要件確認書類の提出

- (1) 開札手続きの終了後、2(5)の第一落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて第一落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。
- (2) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

<p>ア 資格要件確認書類提出書(一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)別記様式第5号)</p>	
<p>イ 技術者の資格・工事経験調査(一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)別記様式第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事経験の概要」欄におけるCORINSへの登録について、有の場合は、登録内容確認書の写しを添付すること。無の場合は、契約書の写し等(公告で定めた資格要件が確認できるもの)を添付すること。 ・監理技術者の配置が要件とされている工事にあつては、監理技術者資格者証の写し(表裏とも)及び監理技術者講習修了証の写し(表面のみ)を添付すること。 ・主任技術者の配置が要件とされている工事にあつては、資格を確認できる書類の写しを添付すること(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること)。 ・監理技術者又は主任技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。 ・現場代理人以外の「準じる技術者」の場合は、原則として工事の全期間従事していることとし、当該技術者の配置された立場が、「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること。 ・「他の工事の従事状況」欄におけるCORINSへの登録について、有の場合は、登録内容確認書の写しを添付すること。無の場合は契約書の写し(工期が確認できるもので可)を添付すること。 ・複数の技術者を記入する場合は、この様式を複写して添付すること。
<p>ウ 建設工事施工実績証明(願)書(一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)別記様式第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当工事がCORINS(工事实績情報システム)に登録済みである場合、建設工事施工実績証明(願)書に代わるものとして、次の書類を提出することができる。(2種類とも提出が必要であり、提出後に広島県が登録状況を確認した結果、誤り等が判明した場合は、虚偽申請として取り扱う。) ① 該当工事のCORINS登録に係る、登録内容確認書(写)等登録状況が確認できる書類 ② 該当工事の請負契約書及びその添付書類のうち、発注者、受注者、契約金額、契約年月日及び工期が記載してある部分並びに公告で定めた資格要件に合致していることが分かる部分の写し

(3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

- ア 指定した期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- イ 資格要件の確認のために公社の職員が行った指示に従わない場合
- ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

- (4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (5) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を受けた者は、その判断の理由の説明を求められることができる。

6 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

- (1) 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- (2) 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。
- (3) 現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、技術者の資格・工事経験調査を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者(3人を限度とする。)を記載することができる。
- (5) 技術者の資格・工事経験調査の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。
- (6) 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

- (7) 落札後、工事の施工に当たって、技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- (8) 建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者の配置は認めない。
- (9) 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第15条第2号イに該当する者」とは、1級国家資格者（1級の技術検定合格者、技術士、1級建築士）をいい、同号ロに該当する者（指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。

7 落札者の決定方法

- (1) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（4(3)又は5(3)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。
- (2) 落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべてのものに通知する。

8 契約保証金

請負代金額の10分の1を納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。